

議 事 日 程

令和6年第1回定例会市会第9日
令和6年5月24日午後1時開議

- 第1 第52号議案 訴えの提起の件（控訴事件）
（総務財政委員長報告）
- 第2 第53号議案 訴えの提起の件（控訴事件）

神 戸 市 会 議 長

出席議員（64名）				欠 員（0名）			
1 番	前 田	あき	ら君	欠2 番	森 田	たき	子君
3 番	岩 谷	しげ	なり君	4 番	の ま	ち 圭	一君
5 番	な の	ゆう	こ君	6 番	原	直	樹君
7 番	木 戸	さだ	かず君	8 番	浅 井	美 佳	君
9 番	岩 佐	けん	や君	10 番	萩 原	泰 三	君
11 番	坂 口	有希	子君	12 番	香 川	真 二	君
13 番	村 上	立	真君	14 番	上 原	みな	み君
15 番	つ じ	やす	ひろ君	16 番	川 口	まさ	る君
17 番	さ と	う ま	ちこ君	18 番	な が	さわ	淳一君
19 番	山 本	のり	かず君	20 番	黒 田	武 志	君
21 番	か じ	幸	夫君	22 番	や の	こう	じ君
23 番	大 野	陽	平君	24 番	平 野	達 司	君
25 番	上 畠	寛	弘君	26 番	細 谷	典 功	君
27 番	宮 田	公	子君	28 番	門 田	まゆ	み君
29 番	朝 倉	えつ	子君	30 番	味 口	とし	ゆき君
31 番	赤 田	かつ	のり君	32 番	三 木	しん	じろう君
33 番	外 海	開	三君	34 番	住 本	かず	のり君
35 番	高 橋	とし	え君	36 番	諫 山	大 介	君
37 番	伊 藤	めぐ	み君	38 番	吉 田	健 吾	君
39 番	岡 田	ゆう	じ君	40 番	植 中	雅 子	君
41 番	五 島	大	亮君	42 番	山 下	てん	せい君
43 番	し ら	くに	高太郎君	44 番	河 南	忠 和	君
45 番	徳 山	敏	子君	46 番	高 瀬	勝 也	君
47 番	あ わ	はら	富夫君	48 番	西	ただ	す君
49 番	大 か	わら	鈴子君	50 番	森 本		真君
51 番	松 本	のり	子君	52 番	大 井	とし	ひろ君
53 番	平 野	章	三君	54 番	よ こ	はた	和幸君
55 番	川 内	清	尚君	56 番	松 本	しゅ	うじ君

57 番 山 口 由 美 君
59 番 坊 池 正 君
61 番 坊 や す な が 君
63 番 菅 野 吉 記 君
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 平 井 真 千 子 君
60 番 村 野 誠 一 君
62 番 堂 下 豊 史 君
64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君			
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君
副市	長	黒田慶子君			
教	育	長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	安達和彦君
人	事	委員	会長	芝原貴文君	監査委員
市	長	室	長	岡本康憲君	危機管理監
企	画	調	整	局長	辻英之君
行	財	政	局	長	西尾秀樹君
福	祉	局	長	八乙女悦範君	健康局長
こ	ど	も	家	庭	局長
中	山	さ	つ	き	君
環	境	局	長	柏木和馬君	
経	済	観	光	局	長
大	畑	公	平	君	建設局長
都	市	局	長	山本雄司君	理事兼都市局 都心再整備本部長
中	原	信	君		
建	築	住	宅	局	長
根	岸	芳	之	君	港湾局長
長	谷	川	憲	孝	君
消	防	局	長	栗岡由樹君	水道局長
藤	原	政	幸	君	
交	通	局	長	城南雅一君	教育委員会事務局長
高	田	純	君		
選	挙	管	理	委	員
事	務	局	長	長谷英昭君	監査事務局長 兼人事委員会 事務局長
中	田	裕	子	君	
会	計	室	長	久戸瀬修次君	行財政局副局長
安	居	大	樹	君	

(午後1時1分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。朝日新聞社、読売新聞社、神戸新聞社より本日の本会議の様子を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、日程第1 第52号議案を議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務財政委員会委員長吉田健吾君。

(38番吉田健吾君登壇)

○38番(吉田健吾君) ただいま議題となりました第52号議案について御報告申し上げます。

第52号議案は、去る5月10日に判決が言い渡された損害賠償請求事件について、大阪高等裁判所に対し判決の取消し及び相手方の請求の棄却を求める旨の控訴を提起しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

(なし)

○議長(坊 やすなが君) 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

29番朝倉えつ子君。

(29番朝倉えつ子君登壇) (拍手)

○29番(朝倉えつ子君) 日本共産党神戸市会議員団を代表して、委員長報告に反対し、第

52号議案訴えの提起の件(控訴事件)について反対討論を行います。

この議案は、平成29年7月に当時21歳の派遣社員が旧3号館の消防設備点検を行っていた際、ダクトスペースから転落し、下半身不随の障害を負ったことに対して、神戸市や設備点検会社等に対して損害賠償を求める裁判を起こしました。5月10日の神戸地裁において神戸市及び設備点検業者に損害賠償の判決が言い渡されたことに対して、神戸市はこの判決を不服として控訴しようとするものです。

神戸市は、本件点検業務の点検口の扉の周囲にテープを貼って扉が開かないような措置を講じたなどと主張しています。しかし、本会議や委員会質疑及び神戸地裁の判決において、原告が剥がしたと考えられるテープの残骸が落ちていたとほうかがわからないことや、本件点検口の周囲にテープが貼られていたと認めることはできず、点検口の扉を開扉できないようにしたり、立入禁止の表示をするなど、点検口の危険性の内容・程度に即した事故防止対策を講じていたとは認められず、点検口は通常有すべき安全性を欠いていたのは事実であり、設置管理者である神戸市の瑕疵は明白です。

また、原告は事故当日のミーティングで配られた図面を見ながら点検業務を行っていましたが、判決文では業務委託について、設備点検資格者として図面の読み方の知識があったならば把握することができるものの、原告のような補助業務を行う者など、図面の一般的な読み方に関する知識を有するとは限らず、誤認する可能性も否定できない、加えて、神戸市において資格を有しない作業員が補助的作業に関与することまでも一切禁止していたといった事情も神戸市において見受けられないなど、消防設備点検作業の委託の在り方にも言及し、資格を有しない派遣労働者を働かせた委託契約にも問題があるのではないかと指摘をしています。

このことは、通常有すべき安全性を欠いている庁舎の点検業務を民間委託し、作業場の指揮命令や作業員の安全配慮の義務まで丸投げし、資格を有しない日雇の派遣労働者に責任を押しつけようとする神戸市の姿勢を問題にしているのであり、本判決が民間委託によって行政施設の公的責任を曖昧にする神戸市の根本姿勢を厳しく指摘していることにほかなりません。

以上のように、神戸市の瑕疵は存在し、責任は免れないと考えます。控訴は断念し、判決に基づき損害賠償をすべきだと申し上げ、議員の皆様のお賛同をお願いし、反対討論いたします。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 討論は終わりました。

これよりお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第2 第53号議案を議題に供します。

これより当局の説明を求めます。

高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 純君） ただいま御上程になりました第53号議案につきまして御説明申し上げます。

令和6年5月24日付令和6年第1回定例会5月議会提出議案の3ページを御覧ください。

第53号議案訴えの提起の件（控訴事件）は、本市教育委員会事務局の係長が自死したことは、本市が当該職員の過重な勤務を認識しながら安全配慮義務を懈怠したことによるものとして、当該職員の遺族である相手方が訴えを提起した件について神戸地方裁判所が言い

渡した判決の取消し等を求める旨の控訴を提起しようとするものであります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坊 やすなが君） 当局の説明は終わりました。

本件に関し、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

30番味口としゆき君。

（30番味口としゆき君登壇）（拍手）

○30番（味口としゆき君） 日本共産党神戸市会議員団を代表して、第53号議案訴えの提起の件についてお伺いをいたします。

本議案は、2020年2月に教育委員会事務局総務課係長が自死した件について、当該職員の御遺族が神戸市に対して、過重な勤務を認識しながら安全配慮義務を実施せず放置したことを理由に訴えを提起し、神戸地裁が5月16日に下した損害賠償請求を神戸市が不服として控訴するものです。

5月20日の教育子ども委員会予備審査並びに判決によって本市の主張に全く道理がないことが鮮明になりましたので、控訴はすべきではないと考えますが、見解を伺います。よろしくお願ひいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 福本教育長。

○教育長（福本 靖君） 答弁に先立ちまして一言申し上げます。

私もこの4月にこの任に就いたわけですが、組織の長として、当該職員におかれましては、当時多くの課題があった教育委員会において様々な課題に対し丁寧に真摯に取り組んでおられました。そのような中、あのような形で亡くなられたことについては痛恨の極みであり、大変無念なことと感じております。

味口議員から控訴の理由ということですので、私から答弁申し上げます。

本市としましては可能な限り結果回避措置を講じており、安全配慮義務は果たしたと主

張してまいりました。

今回の判決では、特に自死の予見可能性と結果回避可能性に関して本市の主張と大きく異なる判断がされたと認識しております。弁護士からも上級審で争う余地があるのではないかという見解をいただいております、控訴も可能という司法制度の中で控訴すべきと判断させていただきました。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 味口君。

○30番(味口としゆき君) それでは、争点になっている幾つかの問題——3つですね、順番に聞いていきたいと思っております。

まず第1に、業務が過重だったことによる心理的負荷の有無についてお聞きをいたします。

争点になっているのは、教育委員の発言等が被災職員に心理的負荷を与えていたかどうかであります。

神戸市側は、教育委員の発言は事務局全体の情報提供の在り方や幹部職員に対する指摘であって、当該係長の任務遂行に関する評価や非難を含んでおらず、心理的負荷を与えるようなものではないとされています。

ところが、神戸市自身が2人の弁護士に委託した職員の勤務状況に関する調査報告書——これ令和2年11月に出てるかと思っておりますが、この調査報告書では、教育委員とのほぼ唯一の接点であった当該職員は、批判が自身に対するものでないとしても相当な負担を感じていたと、こういうふうに認定をしています。そして、この調査報告書では、当該職員については過重な労働となっていた、労働内容についても当該職員個人として極めて大きな負担を感じていたとうかがわれると、こういう認定をされているわけです。

神戸市が頼んだ調査報告書と全く違う見解を神戸市をもって主張するのは、僕は道理はないというふうに思うんですがいかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(高田 純君) 議員御指摘の調査報告書でございますけれども、これは、御遺族から当該職員が自死をしたのは平成31年4月1日以降の過重労働と当該職員に対する教育委員からのパワーハラスメントが原因であるという御指摘を受けまして、外部の弁護士2名に依頼をし、作成をされたものでございます。

この調査は、事実関係を明らかにし、過重労働及びパワーハラスメントないし心身の負担の有無、これらについての教育委員会の違法・不当な点の有無及び本件を受けた提言を述べることを目的としたものでございます。

一方、訴訟において神戸市が主張しております答弁書でございますけれども、本市に安全配慮義務違反があったという相手方の主張に対しまして、事実経過を踏まえ、予見可能性の有無や結果回避措置を講じていたことを基に安全配慮義務を果たしていたことを主張するものでございます。

調査報告書は過重労働及びパワーハラスメントないし心身の負担の有無を調査したものであり、安全配慮義務違反の有無を調査したものではありません。

したがって、本市の安全配慮義務の有無について主張した訴訟における答弁書での神戸市の主張とは性質が異なるものであるというふうに考えてございます。

教育委員からの発言は、事務局全体の情報提供の在り方や幹部職員に対するものでありまして、当該職員の職務遂行に関する評価や非難を含んでおらず、当該職員に過度な心理的負荷を与えるものではなかったと認識しております。

そういったことを踏まえまして、この調査報告書におきましては、過重な労働であったと評価し得るがその程度が重大であったとま

では評価できないというふうに評価をされておるものでございます。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) 安全配慮義務違反については後でやりますので、順々にやりたいと思います。

その心理的負荷の問題なんです。それは調査報告書はあったとされてるわけです。ところが今回の裁判で神戸市側が——教育委員会側が主張されているのはなかったと。おかしいんじゃないかということについては今ちゃんと答えられてないと思うんです。

それから、この判決は、この調査報告書の正しさを裏づけるものになってると思うんです。つまり神戸市側はなかったと言ったんだけど、判決ではこういうふうに書かれてます。教育委員との窓口である被災職員がその責任を感じるのは無理からぬところであって、強い精神的負荷があったものと言えると。

つまり、神戸市側が主張している心理的負荷を与えるようなものではないと、こういうふう思うんですけど、その点ちょっと端的にお答えいただけますか。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長(高田 純君) 先ほど御答弁申し上げましたように、当該職員に過度な心理的負荷を与えるような性質のものではないというふうに考えておりますけれども、当該職員自らが所属をする組織に対する教育委員からの御批判・御指摘等でありまして、窓口の職務を担っており、そういった教育委員からの御批判・御指摘を目にし耳にしていた職員として一定程度負担があったことまで否定するものではございません。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) そうやって議会で

答弁されるんだけど、あなたたちが裁判で展開される場所には心理的負荷を与えるようなものではないと言っちゃってるんですよ。それはちょっとおかしいと思うんです。

それで、つまりこういうことなんです。調査報告書というのは皆さんが依頼したわけでしょう。それについて、これは前回の予備審査でも高田局長は答弁されてたけども、真摯に受け止めるべきもんなんだと言うんですよ。ところが真摯に受け止めるといながら、裁判所では全く違う主張するのでね、そこは道理がないでしょうということをお願いしているということです。

ちょっと次に行きます。

争点の2つ目は、長時間勤務の有無なんです。これも神戸市側が裁判所で主張されているのは、令和元年11月以降の勤務時間は減少傾向にあったと、恒常的に休息時間を取得できなかったという事実はない、過重な業務ではないと、こうされてるんです。

ところが、これも調査報告書では——少し飛ばしますけど、相当な負荷がかかっていたということを確認した上で、始業15分前には業務を行っている、休憩時間内にも仕事をしていた、休日・時間外でも公用携帯等確認・使用を行っている事実をきちんと調査報告書では認定をしてます。

それから、職員間ハラスメント事案以降、事務局全体の超過勤務が増加していたとして、重大事案等の発生で事務局が極限に多忙化するような体制であり改善が望まれると。

だからね、1番目に挙げた心理的負荷に加えて、本当にその業務の過多、長時間労働によって当該職員が追い込まれていったと、これはやっぱり認めるべきじゃないですか、いかがですか。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長(高田 純君) 調査報

告書におきましては、当該職員の超過勤務時間につきまして、法律の基準は超えていないけれども、休憩時間中の業務分を考慮すると基準を超えて仕事をしていたと認められるというような御判断をいただいております。

また休憩時間につきましては、お昼の時間帯に業務が重なる場合には休憩時間をずらして取得をするなど、恒常的に休憩時間を取得できなかったというような実態はなかったというふうに考えております。

また、厚生労働省の基準に基づきまして、週40時間を超える部分を時間外勤務として算定をいたしますと、当該職員の時間外勤務は発生前6か月で80時間を超えた月はなかったという実態でございました。また、職員の負担軽減のために事務分担の見直しや派遣職員の配置を行いました結果、令和元年11月以降の時間外勤務は減少傾向にあったと。

このような状況から、客観的に見て過重な業務とまでは認められないと考えております。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) 客観的に見てと言われるんですけど、客観的に見るために調査報告書を弁護士に依頼したんでしょう。そこはもう認定してるんです、相当な負荷がかかってましたよと。それなのに違うんだと言われるとね、これ本当神戸市というか教育委員会がもうずっと何か自分の主張にこだわり続けているようにしか見えません。

それで、これも判決は調査報告書と同様になってるんです。

神戸市側の主張は今、高田事務局長が言われたように、80時間を超えた月がないから大丈夫なんだ、ではないんです、判決は。こう書かれてるんです。判決は、1か月間が65時間15分、また1か月間が66時間30分というこの時間外勤務時間について、これ自体相当の負荷があると言わなければならない、これも認定してます。

それからさらに僕これ読んでて重大だなど思ったのは、判決では、時間外勤務の申請に係る終業時刻を越える時間外勤務があったと言わなければならない、つまり、時間外勤務で申請した以上にサービス残業もあるやないかというのが判決で言われてるんです。

だから、もう今、高田事務局長が主張されてるような基準以内だったから大丈夫なんだという認識は全然成り立つ余地がないというのが判決でも確定してる。調査報告書で認定され、判決で後づけられてるわけですよ。それなのに何で同じ答弁をずっと繰り返すのかと思うんですが、その点いかがですか。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長(高田 純君) 判決におきまして神戸市の主張が受け入れていただけていないところ、認められていないところがあるということにつきましては、我々としてもさらに主張・立証を尽くしていかなければならないというふうに考えております。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) それじゃあね、最初に教育長が表明された態度と少し違うと思うんです。

やっぱり僕らもあの当時からこの問題に関わってきたし、当時、福本教育長は校長先生だったと思いますが、やっぱり係長さんが一生懸命頑張って働いて亡くなられたことについてはもう痛恨の極みだと言ってるわけでしょう。だったらやっぱり事実認定をしっかりとすべきであって、いたずらにそんなに否定をするような事柄ではないと思いますが、教育長どうですか。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 福本教育長。
- 教育長(福本 靖君) 今争点になっております業務の心理的過重性であるとか、それか

ら時間の負担・負荷についてですけれども、私もこの話を着任していろいろ資料も読ませていただいたりレクも受けて討議にも参加させていただきました。中身について、最終的にはそのような不幸な結果になっているわけですから、一定の負荷があったと、それは間違いないことだとは感じております。

ただ、この中で後に議論にもなるかと思うんですけど、それをその過程の中で私も校長という管理職をしてましたので、職員がそういう状況のときに取り得る安全配慮義務をきちっとできていたかどうかというところの争点については、私もなかなか厳しい結果にはなっていないながらも、当時そこまでその判決が出したそこまで懈怠していたとそういうふうな認識ではないのかなとそのように思います。

(「議長」の声あり)

- 議長 (坊 やすなが君) 味口君。
- 30番 (味口としゆき君) その安全配慮義務の問題ちょっとこの後やりたいと思うんですけど、その安全配慮義務に至る過程で、強度の心理的な負荷もあり労働時間の多さもあつたと、ここはやっぱり認めないとね、何で亡くなったのかということをやっぱりきちっと受け止める必要があると思うんです。

でね、判決でこういうふうに言ってるんです。

時間外労働の長さだけを取っても相当に強い負荷があつた上に、従前経験のなかった教育委員と教育委員会事務局との窓口として強度の精神的負荷を受けていたものと認められる、こういう認定になつてるんですよ。

教育長、ここの点についてはもう認めますよね。

(「議長」の声あり)

- 議長 (坊 やすなが君) 福本教育長。
- 教育長 (福本 靖君) 負荷になつたと、教育委員等が教育委員会事務局に対していろいろ依頼をされたりとかしてたことについて、

それは当該職員に向けたものではないにしろ、担当であつたわけですから、それを負荷に感じるかどうかというのは個人差があつたり本人にしか分からない部分もありますけれども、一定の負荷となつたということはそれは認めるところでございます。

(「議長」の声あり)

- 議長 (坊 やすなが君) 味口君。
- 30番 (味口としゆき君) やっぱりその立場に立つんだつたら、僕は控訴はもうやめるべきだと思うんです。そのことは強く要望しておきたいというふうに思います。

3つ目の問題です。安全配慮義務違反です。

ここで神戸市側がこの裁判で述べられているのは、負担を軽減するために派遣職員を新たに配置したでしょうと言ってるんです。それからメンタルヘルス相談に関する周知は改めて行っているよと、それから上司から声かけや専門医への受診を促すなど結果回避措置を十分に講じているから、安全配慮義務違反はなかったという立場なんです。

しかし、これもまず調査報告書を何で真摯に受け止めないのかなって本当不思議なんです。

調査報告書は、当該職員の自死という結果から見れば、早期に教育委員会の窓口から外す、上司が積極的にフォローする等の対応を行うべきであつた、いはずっとこの人に任せてたんじゃないですかと言われてるわけです。これが調査報告書の認定なんです。

それから、職員が上司に訴えた際に速やかに産業医の診察を受けさせる等取り得る対応があつたと言わざるを得ないと、口頭で健康状況を確認するのみで特段の対応を取らなかったのは不当であつたと、こういう認定になつてます。

調査報告書も一応全部読ませてもらいましたら、どういうことかというたら、顔色が悪かつたと、大丈夫か、いや病院にかかりましたと、薬も飲まない寝れないんですってこ

ういうふうに言われてるんです。大丈夫かで済ませてるわけなんです。

だから調査報告書も、取り得る措置があったんじゃないですかと、特段の対応を取らなかったことは不当だってもう言われてるんです、調査報告書の段階で。それなのに安全配慮義務はちゃんとされていたとなぜ言えるのでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(高田 純君) 調査報告書におきましては、まず議員最初におっしゃいました教育委員の窓口から外すとか、上司がフォローするといったような対応を行うべきであった。もっとも調査した範囲において、令和2年2月2日に至るまでのそれより以前に心身の不調等を告白した等の情報は得られていないというようなことを踏まえまして、上記措置を取らなかったことをもって直ちに違法と評価することは困難であるということで、この点についての違法性は否定をされております。

また、不調を訴えた後、産業医の診察を受けさせる等取り得る対応があったということにつきましても、違法という指摘ではなく不当であったと。その意味するところは、結果的に当時行った対応によって当該職員の自死を防ぐことができず、ほかに取り得るべき方法があったのではないかという趣旨で不当であるというふうにされたものと認識をしております、違法という評価はされていないと考えております。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 味口君。

○30番(味口としゆき君) だからその整理はきちっと僕はしてほしいなと思って、これ教育長答弁してほしいんですが、調査報告書では不当とまでは言われてるけど違法と認定されていない。だから裁判も受けて立った

わけでしょう。しかしそれで違法だということで今回損害賠償請求されてるんです。

それなのにまだ調査報告書のそこに戻って、不当とは言われてるけど違法とまでは言えないというふうに強弁するのは無理筋でしょう。いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 福本教育長。

○教育長(福本 靖君) 不当であるという結果があって、それで結果がやっぱりそういう重大な結果になっているので、振り返ってみれば、やはりそのポイントポイントでできたことあるんじゃないか、できなかったよねということで、調査報告書のほうも極めて厳しく不当と断罪をされておるんですけれども、先ほども言いましたように、今回争点にしたいたいと思っているところは、やはり例えば産業医に受診を勧告するという——お医者さんに行ったらどうだとか、産業医にどうだっ——例えば私が管理職の場合でも、そう職員に言ったところ、例えばそれを手を引っ張って連れていかないけないのかとか、3日以内に連れていくのかどうかとか、それを声をかけただけで逆に萎縮したりとか、逆にそれで違う感覚でしんどくなるとか、非常に丁寧というか、デリケートに扱わなあかんような部分というのがやっぱりあると感じました。

それが当時何度説明を受けて聞いても、やはりそれなりには配慮しながら、それなりには気を遣いながら、どちらの方向に行くのかというのを見ながらその職員を見守っていたことは事実です。

そこをもって、例えば安全配慮義務違反——安全配慮してなかったんだと——今回の判決については、法律の専門家にいろいろ聞いたところ、やはりほぼその辺のところについても全く安全配慮義務違反——安全配慮されてなかったというような形の結果が出ておりますので、そこはやっぱり例えば今後の教育委員会の在り方も含めて逆にきちっと判断

を仰いだほうがいいんじゃないかなとそのように思います。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
○30番(味口としゆき君) 申し訳ないけど判断はもう——判決出てますよ。

今、殊さらに産業医に行ったかどうか、ここを言われてるけども、そういう判決じゃないですよ。

ちょっと読み上げますと、業務内容については強い精神的負荷の原因である教育委員との窓口として業務を継続させていると、これは問題なんですよと言われてるわけです。

それから、フォローなどの措置を取らず、対応を被災職員本人に委ねたにすぎないと、そして今問題になっている産業医への診察を受けさせるなど、より緊急的かつ具体的な措置を取るべき義務があったと、3つぐらいのことと言われてるわけですよ、問題になってるけども、結局ずっとその職員に委ねてるじゃないか。

僕は判決の文書も最後手に入りましたので読ませてもらいました。やっぱり教育委員からなかなか厳しいメールが来る。これを——部長さんとか、教育長の名前も出てたと思うんです。これ知ってるんですよ——ずっとね。しかし、その返信とか対応は全部この亡くなられた職員に任せてたんでしょう。

そこが安全配慮義務違反ですよ。もう体調悪いんだから少なくとも外すとか、やり取りはもっと責任のある人がやるべきだったんだという判決だと思うんです。そこの点はもう認めるべきだと思うんですけど、どうですか。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 高田教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長(高田 純君) 当該職員は教育委員との連絡調整の窓口として基本的にこの職員からメールの送信は行っており

ましたけれども、そのメールの中身様々ございますけれども、単なる事実の伝達ということもありましたでしょうし、一定教育委員からの様々な御意見・御指摘に対して教育委員会事務局として一定判断をした上で返さないといけないようなそういう性格のものもあったと思います。

後者のような場合に、この当該職員が係長という立場で自分1人で考えて教育委員会事務局としての方針を決めて返すということはもちろんございません。しかるべき上司に相談をし判断を仰ぎ、その上で事務局としての考え方を決定し、それを教育委員にメールで送るという部分をこの職員が担っていたものというふうに考えております。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
○30番(味口としゆき君) いろいろ言われましたけど、そんなことは全然認定されてない事柄で、結局は調査報告書もそうだし、それから判決も、この職員に任せっきりになってたのが問題ですよ。やっぱり顔色が悪いとぱっと分かる程度になっているわけです。不調も訴えているわけですから、やっぱり交代させるとか、そういう具体的な手だてが取られなかったということが問題だということをもう少しやっぱり真摯に受け止めて、これは控訴はやめるべきだと重ねて申し上げておきたいと思います。

最後に、職員体制の問題についてもお聞きしたいなと思ってます。

この調査報告書では、神戸市のような大組織でも突発的な繁忙状況が発生した際、他部署からの人員を直ちに補充することは容易ではないと。さらに、教育委員会は懸案事項が山積し、当該職員よりも相当長時間労働を行っている者がいたという指摘もあって、当該職員が過重労働になった背景には、重大事案等の発生で事務局が極度に多忙化するような体制があったと、こういうふうに厳しく指摘

をされてます。

市長にお聞きをしたいんですが、職員を削減することを当然視している市長の下で、こうしたゆがみが問題を問題とも認識できない体制になっていると、これ市長はどのようにお感じになりますか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 人口が減少していく時代にありまして、職員を増やすということはできません。やはり事務の効率化を図り、仕事を減らし、そして職員の数も削減をしていかなないと自治体の経営は成り立たないということが、これは大前提です。

同時に、その中で1人1人の職員が健康で、そして安全な環境の下で仕事をしていかなければいけないということ、これは各任命権者がしっかりと取り組んでいかなければならない課題であり、また市長部局においては行財政局が各任命権者と相談をしながら、そういう体制をしっかりとつくっていかなければいけないと考えております。

なお、この件につきましては、教育委員会事務局の係長1人が亡くなられたということ、これは教育長がおっしゃいましたように私も痛恨の極みです。

同時に、こういうことが起きたということ踏まえて、教育委員会においては調査委員会をつくられて、そして調査報告書が出され、この調査報告書の中では、もう少し取り得る措置があったのではないかというような報告もきちんと出されて、そしてそれに基づいてこのようなことが起きないような体制をしっかりと教育委員会のほうで取っていただいていると認識をしております。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 味口君。

○30番（味口としゆき君） だから、その調査報告書で市長、言われてるんですよ。神戸市のような大組織でも他部署から人員補充する

なんて難しいんだと。だからやっぱりその中で起こってる——事務局が極度に多忙化するような体制があったと。

これは2020年2月に私がまだ教育委員会の担当してたときにこの問題があって、人員体制どうするんだと、補充せなあかんの違うかという話を当時の教育委員会の担当者にしたときに、こういうふうに言われてるんです。

なかなかやはりこの役所全体が働き方改革ということがある中で、正規の職員の補充を年度中にとということが難しいという面がありましたかね。それから、その担当者はこうも語っているんです。2月下旬に——つまり亡くなられた後ですね——2月下旬に差ししかろうとかという時期でございますが、年度途中の人員体制の強化について今人事当局との間で協議をさせていると。

本当になかなか苦しい苦渋の答弁だと思うんです。やっぱりね、必要などころには必要な職員が要ると。

驚きましたのは、今回教育委員会に資料を出していただきますと、この亡くなった係長が所属してた教育委員会の総務課、これね、人員減ってるんです。幾ら人口減少だと言われても、人が亡くなってるのに職員削減をやっぱり当然視するというのは本当に僕今冷たい答弁だなと感じましたが、いかがですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 純君） 味口議員に教育委員会の事務局職員数あるいは総務課の職員数についても資料の御請求がございましたので提供させていただきました。

それによりますと、令和元年度、総務課24名、それに対しまして令和2年度、総務課、そして監理室がこのときにできておりますので、監理室も合わせますと総務課23、監理室7、そして地区統括官8ということで大幅な体制の拡充が行われております。

総務課の直近の数字申しますと、令和6年度21ということになってございまして、確かに令和元年と比べますと3名減ということになっておりますけれども、これは総務課から一部の事務を移管して監理室を設置したということ、そして高専の法人化によりまして減員があったということで、総務課の体制総体としては拡充をされたものというふうに考えております。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) 監理室を設置したと、地区統括官を配置したんだと言うんですけども、これ配置したときの神戸新聞2020年2月14日の記事、今回改めて読みました。名古屋大学の教育行政学の先生がこういうふうにおっしゃってるんです。

学校は本来教育委員会から独立して運営されるものだが、これだけ大がかりな仕組み——つまり監理室・地区統括官ですね——仕組みをつくってしまうと、校長以下の教職員に対する監視が強まり、萎縮させることが懸念される。学校の官僚化が進んでしまうのではないかと。今神戸の教育に求められているのは、学校や市教委の教職員1人1人が正しい見識を持って働くこと。市教委は手を打つべきところに手を打っていないような印象を受けると、こういうふうに言われてるんです。

ですから、やっぱり当時は職員間ハラスメントがあって、この亡くなられた方の部下とか教員籍の人が現場に行かざるを得ない状況があったと。この中で苦しみ抜いたわけでしょう。そこのことを真摯に捉えるならば、さっき市長が言われたような人口減少だから仕方ないじゃないかという答弁は本当にやめていただきたいなと思うんです。

私、一番やっぱり今回のことで心を痛めているのは、調査報告書にこう書かれてるんです。

当該職員の真面目な性格——関係者のヒアリングの結果によると、当該職員は真面目で

責任感が強く、正面から仕事に取り組み、他人の気遣いも行き届いたタイプとのことであったと。

こうした真面目な職員が、やっぱり市長が進める職員削減路線の下で長時間、そして心理的負荷の強い働き方を強いられ、それを異常とも感じない職場の中で自ら命を絶つ。こうしたことは二度と起こってほしくないし、そのために私はやっぱり職員削減路線を直ちに中止するべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 今西副市長。
- 副市長(今西正男君) 先ほど市長からも御答弁申し上げましたように、人口減少が進んでいく我が国の中でありまして、当然のことながら税収等の状況も厳しくなっていくという状況でございまして、役所の組織も大きくしていくということの余力というものがなかなか見いだすことが難しいというような状況でございまして、総数として職員数を増加させていくということは大変難しいというふうに考えてございます。

ただ、新たに生じた行政需要に対しまして、そういった対応をすることは大変重要でございまして、業務改革とか事務事業の見直しによりまして、全市で人的資源を生み出して再配置することで組織の最適化を図ると、そういうような形で適切な行政運営を行ってまいりたいと考えてございます。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 味口君。
- 30番(味口としゆき君) いつもそう言われるんです。災害のときもそうですし、こういう重大事案が起きたときも、ほかの部署から回したらいいじゃないか、最適化したらいいじゃないかと言うけど、それじゃ済まなかったということが今回示されたと思うんです。それじゃ済まなかった、しかも派遣の職員しか配置されない下で、この未来ある係長が自

ら命を絶った。

税金と人の命とどっちが大事なんですか。人口減少を理由に、教育の実態も見ずに職員削減路線を当然視するやり方は絶対に認めるわけにいかない。このことを強く述べて終わりたいと思います。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。

次に、53番平野章三君。

（53番平野章三君登壇）

○53番（平野章三君） 教育委員会事務局総務課係長自死の判決に対する控訴について、まず反対をいたします。

このたびの判決では、当該職員の過重労働を認識しながら安全配慮義務を怠ったとする内容が言い渡されました。教育委員と教育委員会事務局との窓口として当該職員に特に強い精神的負荷が継続しており、追い詰められた当該職員への安全配慮義務を怠ったものであると認めたものであります。

そして、このたびの判決は教育委員会事務局と教育委員との間のいびつな構造を浮き彫りにするものであると認識しているのであります。

本来、教育委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者が任命され、それぞれの多様な属性を生かし、よりよい教育行政の推進に議論を行うことが期待されているところでありますが、実は真逆であり、その状況は、例えば令和2年1月16日の第4回神戸市総合教育会議の議事録でもうかがい知ることができます。

この会議では、冒頭に教育委員が事務局の連絡不足や情報提供の遅延を強く叱責しました。しかもこの会議の4分の1ほどは、このようなことに時間を費やしていたのであります。

それに対して教育長は、教育委員会事務局から教育委員や教育長への情報伝達はもう少し早くしなければいけない、事務局において反省をしてもらう必要がある、また教育次長

は、非常にお粗末、教育委員会事務局としておわびをと、責任を事務局職員に押しつける発言を行いました。

教育委員会事務局として、教育委員の承認がなければ施策が進められないという構図は理解できたとしても、教育委員から本来の教育施策議論でもなく、事務的処理などを嫌みで事務局職員を追い込む発言をしていたならば、教育長・次長は堂々といさめるべきであったのではありませんか。

ところが、当該職員が2月9日——自死された翌日、教育委員が教育委員会事務局幹部を更迭しようとして発議があったのです。自死された翌日なんですよ。前代未聞の内部抗争であり、教育委員と事務局との関係は完全に崩壊しておりました。それでも、それでも教育委員に対して頭が上がりず謝るしかない。

つまり教育委員に物が言えない、反論できない。このいびつな構造により、当時、調整役を担っていた当該職員が教育委員と事務局幹部の板挟みになり、相当の精神的負荷を背負っていたことは明らかであり、今回の事案を引き起こしたことの根本的な原因はそこではないでしょうか。

つまり、実態は教育委員会事務局職員の皆さんが教育委員による本当の犠牲者ではないでしょうか。このいびつな構造を放置し続けた当時の教育長・次長などの幹部職員の責任は重大なものと考えますが、御見解をお伺いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 福本教育長。

○教育長（福本 靖君） 教育委員会、教育委員並びに事務局との関係については、もう議員も御存じのようにきちっとした法律に基づいて規定されております。当時も今も神戸市教育委員会並びにその事務局との関係はそのようなものに基づいて粛々と行われているとは認識しております。

ただ、この当該職員の関係のあった当時、

垂水区の中学校の自死事案でありますとか、須磨区の教員間ハラスメント事案を受けて、事務局もそうですが、教育委員自身も相当な緊張感や、ある意味での事務局への不信感等も持たれていたことは事実だと思います。それによって、総合教育会議や教育委員会会議等で教育委員から普通ではなかなか考えられないような御指摘を事務局が受けることとなったのも事実だと思います。

特に資料の送付であるとか、内部の意思疎通であるとか、基本的なことについての指摘を受けるといことは普通ではなかったのではないかなと私は思っております。

ただ、そういう中で当該職員ですが、担当ということで先ほども答弁させていただきましたように、時間的なものとか、定量的なものではなく、精神的な部分で御本人なりの一定の負担・負荷があったということも、これも事実だと考えます。

いろんなことが突発的に教育の世界、学校現場起こりますので、それを受けた教育委員会事務局並びに教育委員会の動きについては、なかなかマニュアルどおり進まないこともあります。当時の状況の中で混乱をして、結果、大切な大切な命を失うということになったことは、やはりそれは今後何らかの形で体制を整える上で教訓にしなければならないとそうように考えております。

以上です。

(「議長」の声あり)

○議長 (坊 やすなが君) 平野君。

○53番 (平野章三君) 新任の教育長さんやからあれですが、やっぱり教育委員にはごっつい気は遣ってると思うんです。

今おっしゃったように、教育委員は須磨区も垂水区も非常に大変やったと。大変やったのは教育委員が大変やっただけ違うんですよね。みんなそうですよ。その中で、本質論を全然議論なかった。これ議事録に載っとんです。

例えば垂水とか六甲アイランド、こういうところでも教育委員、現場には行ってないんです。現場にほとんど行かずに机の上でやってる。こういう中身をもっとね。

私は亡くなられた後すぐ教育委員会の審査のときに同僚職員から全部アンケートを取れと言うたら、次長が、今大変なときだからそれがちょっと収まってからいうて、結局取ってるのは組織的に安全な管理職、課長以上の10名ぐらいでいろいろ調査しとんです。

でも本当に同僚の仲間がいろんなこと言うてきとんです。僕ところの部屋へ来て3人ほど涙流しました。ええやつやのにと。そういうことをやっぱり調査したら、アンケート取ったら、本当に分かるんじゃないかなというふうに思うんです。

あんまり教育委員に——確かに政策通らへんけど、頭下げまくるといのは、もう本当に考えたほうがいい。こういうやり方しとったら、もう思うとおりにならんすやん。明確に問題あるときは指摘せなあかんと、僕は新任の教育長には強く言いたいです。

それともう1つ、判決が起きたんですよ。判決が起きたときに御遺族とのいろんなやり取りやってたんですが、なぜ和解ができなかったのか。

私は——2か月近く御遺族と全く連絡取れてなかった。訪問もしてない。向こうのお父さん、かなり怒ってました。こういうことの初動の動きが非常に教育長・次長が悪かったと、だからそういう意味で、やっと面談できたけども感情的になったんじゃないかなと。裁判所が和解を勧めた。これはもう既に感情的な中に入ってたんじゃないかなと。

だから本当に初期の行動がうまくいってたら、ひょっとしたら和解がいったんじゃないかと思いますが、その当時の和解はなぜ壊れたんですか。

(「議長」の声あり)

○議長 (坊 やすなが君) 高田教育委員会事

務局長。

- 教育委員会事務局長（高田 純君） 神戸地裁におきまして裁判の経過の中で裁判所から和解案が提示をされましたけれども、その内容が本市の主張がほとんど認められていない内容となっておりますため、本市としてはこれを受け入れることが難しいと判断をした次第でございます。

（「議長」の声あり）

- 議長（坊 やすなが君） 平野君。
○53番（平野章三君） 僕は本来は和解でじっくり話すべきやっと思えます。
今回判決出て今度控訴します。これ議決されるということになると思いますが、控訴した後でも教育長、ちょっと本当に和解の動きを足運んでしてください。もう前の状態ではちょっと駄目やと思えます。よろしく。
○議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。

以上で質疑は終わりました。

本件については委員会の付託を省略し、これより討論に入ります。

1 番前田あきら君。

（1 番前田あきら君登壇）（拍手）

- 1 番（前田あきら君） 日本共産党の前田あきらです。日本共産党神戸市会議員団を代表して、第53号議案訴えの提起の件（控訴事件）について反対討論を行います。

この議案は、5月16日の神戸地裁において、2020年2月に自死した教育委員会事務職員に対して神戸市が安全配慮義務を怠っていたとして損害賠償の判決が言い渡されたことに対して、この判決を不服として控訴しようとするものです。

判決では、当該職員が長時間の時間外労働で相当に強い負荷があった上に、教育委員と教育委員会事務局との窓口として強度の精神的負荷が継続していた下で追い詰められた状況があったことを認定し、神戸市がこうした当該職員への強い負荷を容易に認識することができたにもかかわらず、職員の本人の対応

に委ね、直ちに産業医への診察を受けさせるなど、措置を取る義務を怠ったとして断罪したものです。

神戸市教育委員会は、裁判や先日の教育こども委員会の審査において、他の職員に比して業務量は多くない、休日のメールのやり取りは教育委員会職員だけではない、などと答弁しています。判決を受けてなお神戸市は、公務災害が認定されている当該職員の長時間の時間外勤務までも一定の負荷レベルであって、過重な業務であったとは言えないと、職員の苛酷な業務実態や長時間労働を顧みない態度に終始しています。

裁判では、使用者は、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うとした平成12年の電通事件最高裁判決が判示され、神戸市もこの最高裁判決の存在及び内容を認めています。

神戸市が当該職員の過重な勤務を認識しながら、それに対し安全配慮義務を怠ったことは明白であり、控訴することは全く道理がなく、再発防止に背を向けるものです。

2020年11月に当該職員の御遺族から過重労働等について違法・不当性の訴えを受け、神戸市が選任した弁護士2名による調査報告書が教育委員会に提出されています。

調査報告書では、長時間労働が過重な労働となり、教育委員会事務局に不信感を募らせている教育委員の唯一の窓口としての業務が精神的負担になっていたと認定し、本判決同様に速やかに産業医の受診を受けさせるなど、特段の対応を取らなかったことは不当であったと結論づけています。

また、調査報告書では、神戸市のような大組織でも突発的な繁忙状況が発生した際に他部署からの人員を直ちに補充することは容易ではなく、さらには教育委員会は懸案事項が山積し、当該職員よりも相当長時間行っていた者もいたとの指摘もあり、当該職員が過重

労働になった背景には、重大事案等の発生で事務局が極度に多忙化し得るような体制があったと厳しく指摘されています。

神戸市が震災後、全国自治体平均15%の倍以上、38%の職員削減を行い、久元市長は、それでも大きな支障は出ていない、組織的な対応もしっかり行うことができていると2月の本会議で答弁されました。先ほどの答弁でも、このようなかかる問題が起こっても人口減少だから職員は増やせないと答弁をされました。

しかし、今回の判決は、当該職員が過労自死に至った背景となった、公共の役割に対して脆弱な職員体制をつくってきた神戸市の責任を問うものです。

神戸市は控訴は断念し、判決に基づいた損害賠償を行うとともに、市長も取り得る手段がどうだったか考えるべきとお考えになっていらっしゃるのであれば、再発防止に向けて公共の役割にふさわしい教職員体制の強化こそ行うべきであることを申し上げ、議員の皆様のお賛同をお願いし、反対討論といたします。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 討論は終わりました。

これよりお諮りいたします。

本件を原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、来る5月27日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後2時2分散会）

神戸市会議長 坊 やすなが ⑩

神戸市会議員 吉 田 謙 治 ⑩

神戸市会議員 山 口 由 美 ⑩

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和6年第1回定例市会第9日）